運輸施設整備事業団の船舶共有建造業務について

1.船舶共有建造業務の役割

内航輸送は、我が国の人流・物流に必要不可欠。 担い手である国内海運事業者は、民間金融機関からの資金調達が困難な中小 事業者が中心。

船舶建造のための資金上の措置により円滑な建造代替を推進する必要。

2.業務の仕組等

仕 組

事業団と事業者の費用分担により船舶を共同建造。(事業団の分担割合は7~9割) 事業団が負担した建造費用を、事業者から船舶使用料として徴収。 共有期間満了時に、残存価格で当該事業者に譲渡。

特徵

事業者の担保は不要(事業団が船舶を共有) 長期・固定・低利資金の活用 技術的蓄積の乏しい中小事業者に対する技術支援

3.業務の大幅な見直し

平成14年度から共有建造の対象を次の国内海運の政策課題に対応する船舶に重点化。

物流の効率化・高度化 バリアフリー化船による少子高齢化対策

モーダルシフトの推進等による環境対策 離島航路の維持・確保

4.内航海運の現状への対応

現下の厳しい経済情勢、船腹調整制度の廃止による建造資金借入時の担保力不足

老朽船、不経済船からの代替建造が困難

環境保全やモーダルシフトその他物流 高度化への取組みの推進の必要性

船舶共有建造業務の活用による内航海運活性化のための物流高度化船舶建造 への支援が必要

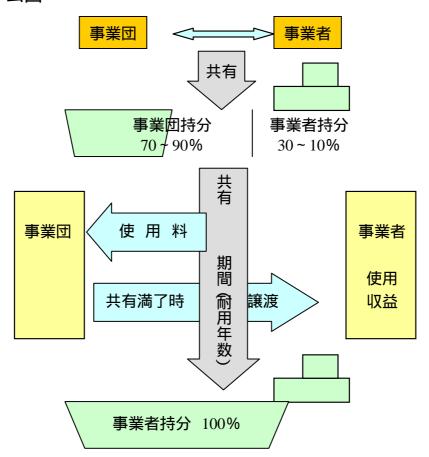
船舶共有建造業務について

1.業務の概要

運輸施設整備事業団と海上運送事業者が費用を分担して船舶を共同建造し、竣工後は、その船舶について、事業団と事業者との共有とした上で事業者が使用・管理し、事業団が負担した建造資金(旅客船:上限90%以内、貨物船:上限80%以内)について船舶使用料として共有期間(旅客船:7~15年、貨物船:10~15年)を通じて毎月事業者から徴収する制度。共有期間満了時に、事業団持分の残存簿価(事業団分担額の10%)を事業者が買い取ることにより、所有権が事業者に移転。

- 2. 共有建造対象船舶(以下の政策課題に対応したもの)
 - 物流効率化・高度化
 - モーダルシフトの推進等による環境対策
 - バリアフリー化船による少子高齢化対策
 - 離島航路の維持・確保

3.スキーム図



船舶共有建造業務

- 関連資料 -

共有船の例



【長・中距離フェリー】



【RORO船】

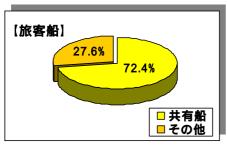


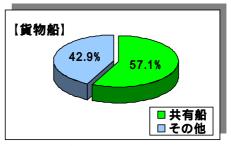
【油送船】



【貨物船】

事業団の建造シェア





(注)過去5年間(平成8年度~平成12年度)平均

事業団の船舶建造実績

